令和３年度介護報酬改定等説明資料

【（介護予防）特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護】

１　令和３年度介護報酬改定の概要(案)

（介護予防）特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護　・・・　１

２　介護報酬の算定構造（案）

（介護予防）特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護　・・　１３

３　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

（介護予防）特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護　・・　１６

はじめに

○　令和３年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることになります。詳細については、今後発出される省令・告示・通知等の原文をご参照ください。

○　資料は、令和３年１月１８日に開催された「第１９９回　社会保障審議会介護給付費分科会」の資料のうち各サービスに関係するページを抜粋しています。なお、「令和３年度介護報酬改定の概要」の各改定事項概要欄の上部に対象サービスが記載（介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★が付記）されています。

○　正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、新たにＱ＆Ａ等が発出された場合も、同じく掲載予定ですので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県ＨＰ※＞県政情報＞健康・福祉・子育て＞高齢者・障がい者・介護
＞高齢者支援課＞介護報酬改定
※熊本県ＨＰ　http://www.pref.kumamoto.jp/
熊本市ＨＰ※＞分類から探す＞しごと・産業・事業者向け＞届出・証明・法令・規制
＞介護・福祉＞介護報酬改定
※熊本市ＨＰ　http://www.city.kumamoto.jp/

令和３年３月

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課
熊本市健康福祉局福祉部介護保険課介護事業指導室

7.（1） 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

改定事項

○ 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護　基本報酬
○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
① 1（1）③災害への地域と連携した対応の強化★
② 2（1）①認知症専門ケア加算等の見直し★
③ 2（1）②認知症に係る取組の情報公表の推進★
④ 2（1）④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
⑤ 2（2）①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
⑥ 2（2）⑤介護付きホームにおける看取りへの対応の充実
⑦ 2（7）⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
⑧ 3（1）①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
⑨ 3（1）⑧生活機能向上連携加算の見直し★
⑩ 3（1）⑫介護付きホームにおける個別機能訓練加算の見直し★
⑪ 3（1）⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
⑫ 3（2）④ADL維持等加算の見直し
⑬ 4（1）①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
⑭ 4（1）②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
⑮ 4（1）③サービス提供体制強化加算の見直し★
⑯ 4（1）⑤介護付きホームの入居継続支援加算の見直し
⑰ 4（2）③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進★
⑱ 5（1）⑩介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止★

210

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護　基本報酬

単位数　※以下の単位数はすべて１日あたり

○特定施設入居者生活介護の場合

	＜現行＞	＜改定後＞
要介護１	536単位	538単位
要介護２	602単位	604単位
要介護３	671単位	674単位
要介護４	735単位	738単位
要介護５	804単位	807単位

○地域密着型特定施設入居者生活介護の場合

	＜現行＞	＜改定後＞
要介護１	535単位	542単位
要介護２	601単位	609単位
要介護３	670単位	679単位
要介護４	734単位	744単位
要介護５	802単位	813単位

○介護予防特定施設入居者生活介護の場合

	＜現行＞	＜改定後＞
要支援１	181単位	182単位
要支援２	310単位	311単位

182

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

○　新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和３年９月末までの間、基本報酬に0.1％上乗せする。

188

１．③　災害への地域と連携した対応の強化

概要　【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

○　災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】 R3.1.13諮問・答申済

5

2.（1）① 認知症専門ケア加算等の見直し

概要

【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★　イ：ア及び、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○　認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。

ア　訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】

イ　認知症専門ケア加算（通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護においては認知症加算）の算定の要件の一つである、認知症ケアに関する専門研修（※１）を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※２）を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】

なお、上記の専門研修については、質を確保しつつ、ｅラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

※１　認知症ケアに関する専門研修
認知症専門ケア加算（Ⅰ）:認知症介護実践リーダー研修
認知症専門ケア加算（Ⅱ）:認知症介護指導者養成研修
認知症加算:認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修

※２　認知症ケアに関する専門性の高い看護師
①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

単位数

アについては、以下のとおり。
イについては、単位数の変更はなし。

＜現行＞		＜改定後＞
なし	⇒	認知症専門ケア加算(Ⅰ)　３単位／日（新設）※
		認知症専門ケア加算(Ⅱ)　４単位／日（新設）※

※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位／月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位／月

算定要件等

アについては、以下のとおり。
イについては、概要欄のとおり。

＜認知症専門ケア加算（Ⅰ）＞（※既往要件と同）

- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上
- 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は１名以上、20名以上の場合は１に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施
- 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

＜認知症専門ケア加算（Ⅱ）＞（※既往要件と同）

- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

9

2.（1）② 認知症に係る取組の情報公表の推進

概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

○ 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導を除く)を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。【通知改正】

具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発0331007）別添１について以下の改正を行う。

【現行】

別添１：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名:　　事業所番号:　　（枝番）

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

（20XX年XX月XX日現在）

計画年度	年度	記入年月日	
記入者名		所属・職名	

３．事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

（その内容）

実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組

アセッサー（評価者）の人数	人			
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
	人	人	人	人
外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況	［　］ 0. なし・ 1. あり			

【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる

10

2.（1）④　認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要　【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

○　認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】

　その際、３年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても１年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13諮問・答申済

（参考）介護従事者等の認知症対応力向上の促進

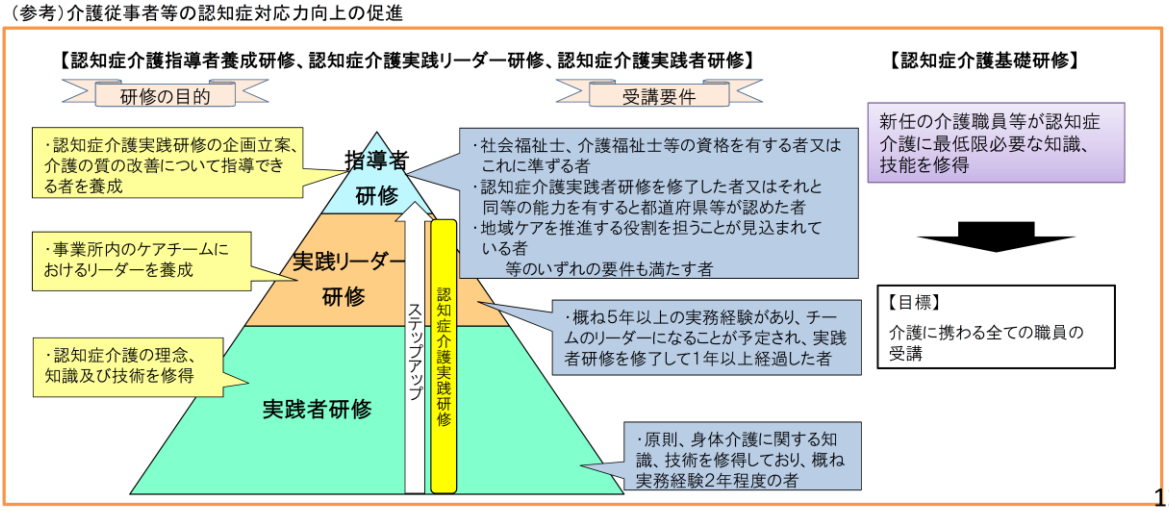

12

2.（2）①　看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

概要　【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○　看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】

○　施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

○　ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。

・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。

○　施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する

・　施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

14

2.（2）⑤　介護付きホームにおける看取りへの対応の充実

概要　【特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

○　介護付きホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算の算定要件の見直しを行うとともに【告示改正、通知改正】、現行の死亡日以前30日前からの算定に加え、それ以前の一定期間の対応について、新たに評価する区分を設ける【告示改正】。さらに、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置している場合に評価する新たな区分を設ける【告示改正】。

単位数

＜現行＞
看取り介護加算　⇒

死亡日30日前～4日前	144単位／日
死亡日前々日、前日	680単位／日
死亡日	1,280単位／日

＜改定後＞
看取り介護加算（Ⅰ）

死亡日45日前～31日前	72単位／日（新設）
	変更なし
	変更なし
	変更なし

看取り介護加算（Ⅱ）（新設）

死亡日45日前～31日前	572単位／日
死亡日30日前～4日前	644単位／日
死亡日前々日、前日	1,180単位／日
死亡日	1,780単位／日

＜看取り介護加算(Ⅱ)＞

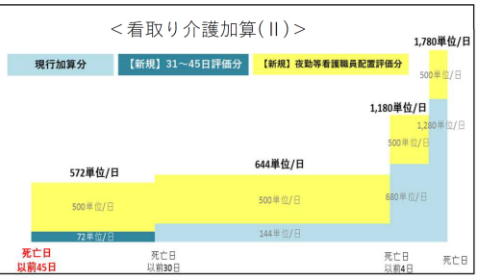

算定要件等

＜看取り介護加算（Ⅰ）＞
○　要件として、以下の内容等を規定する。
・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。（通知）
・看取りに関する協議等の場の参加者として、生活相談員を明記する。（告示）
＜看取り介護加算（Ⅱ）＞
・（Ⅰ）の算定要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること。

18

2.（7）⑤　特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保

概要　【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援】

○　中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和２年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

○サービス確保が困難な離島等の特例
指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。
【対象地域】①離島振興対策実施地域　②奄美群島　③振興山村　④小笠原諸島　⑤沖縄の離島　⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等に対する報酬における評価
訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
①　特別地域加算	15／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域　②奄美群島　③振興山村　④小笠原諸島　⑤沖縄の離島　⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
②　中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯　②辺地　③半島振興対策実施地域　④特定農山村　⑤過疎地域
③　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5 ／100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域　②奄美群島　③豪雪地帯及び特別豪雪地帯　④辺地　⑤振興山村　⑥小笠原諸島　⑦半島振興対策実施地域　⑧特定農山村地域　⑨過疎地域　⑩沖縄の離島

64

3.（１）① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○　リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

○　リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。

○　リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

67

3.（１）⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

概要

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】

○　生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。

ア　通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

イ　訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（Ⅱ）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によるカンファレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】

※　外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を公表するなどの取組を進める。

79

3.（１）⑧　生活機能向上連携加算の見直し②

単位数（ア）

＜現行＞
生活機能向上連携加算　200単位／月

⇒

＜改定後＞
生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位／月　（新設）（※3月に1回を限度）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位／月（現行と同じ）
※（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可。

算定要件等（ア）

＜生活機能向上連携加算（Ⅰ）＞（新設）
○　訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
○　理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

＜生活機能向上連携加算（Ⅱ）＞（現行と同じ）
○　訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

80

3.（１）⑫　介護付きホームにおける個別機能訓練加算の見直し

概要　【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

○　(地域密着型)特定施設入居者生活介護（予防含む）における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

＜現行＞
個別機能訓練加算　12単位／日

⇒

＜改定後＞
個別機能訓練加算（Ⅰ）　12単位／日
個別機能訓練加算（Ⅱ）　20単位／月（新設）
※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算可。

算定要件等

＜個別機能訓練加算（Ⅱ）＞
○　個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

84

3.（1）⑰ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

○ 通所・居住系等のサービスについて、利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。【告示改正】

○ 口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

＜現行＞		＜改定後＞
栄養スクリーニング加算　5単位／回	⇒	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）20単位／回（新設）（※6月に1回を限度） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）5単位／回（新設）（※6月に1回を限度）
口腔機能向上加算　150単位／回	⇒	口腔機能向上加算（Ⅰ）　150単位／回（現行の口腔機能向上加算と同様） 口腔機能向上加算（Ⅱ）　160単位／回（新設）（※原則3月以内、月2回を限度） （※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可）

算定要件等

＜口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）＞

○ 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可）

＜口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）＞

○ 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能）

＜口腔機能向上加算（Ⅱ）＞

○ 口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

89

3.（2）④ ADL維持等加算の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】

- 通所介護に加えて、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を対象とする。
- クリームスキミングを防止する観点や、現状の取得状況や課題を踏まえ、算定要件について、以下の見直しを行う。
  - 5時間以上が5時間未満の算定回数を上回る利用者の総数を20名以上とする条件について、利用時間の要件を廃止するとともに、利用者の総数の要件を10名以上に緩和する。
  - 評価対象期間の最初の月における要介護度3～5の利用者が15%以上、初回の要介護認定月から起算して12月以内の者が15%以下とする要件を廃止。
  - 初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得たADL利得（調整済ＡＤＬ利得）の平均が1以上の場合に算定可能とする。
  - CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

  ※ ADL利得の提出率を9割以上としていた要件について、評価可能な者について原則全員のADL利得を提出を求めつつ、調整済ＡＤＬ利得の上位及び下位それぞれ1割の者をその平均の計算から除外する。また、リハビリテーションサービスを併用している者については、加算取得事業者がリハビリテーションサービスの提供事業者と連携して機能訓練を実施している場合に限り、調整済ＡＤＬ利得の計算の対象にする。

  ※ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護において、利用者の調整済ＡＤＬ利得を算出する場合は、さらに一定の値を付加するものとする。
- より自立支援等に効果的な取組を行い、利用者のADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する新たな区分を設ける。

単位数

＜現行＞		＜改定後＞
ＡＤＬ維持等加算(Ⅰ)　3単位／月	⇒	ＡＤＬ維持等加算(Ⅰ)　30単位／月　（新設）
ＡＤＬ維持等加算(Ⅱ)　6単位／月		ＡＤＬ維持等加算(Ⅱ)　60単位／月　（新設）

※（Ⅰ）・（Ⅱ）は併算定不可。現行算定している事業所等に対する経過措置を設定。

96

3.（2）④ ADL維持等加算の見直し②

算定要件等

＜ ADL維持等加算（Ⅰ）＞
○　以下の要件を満たすこと
イ　利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が６月を超える者）の総数が10人以上であること。
ロ　利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して６月目（６月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
ハ　利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ＡＤＬ利得）について、利用者等から調整済ＡＤＬ利得の上位及び下位それぞれ１割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ＡＤＬ利得を平均して得た値が１以上であること。

＜ ADL維持等加算（Ⅱ）＞
○　ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと。
○　評価対象利用者等の調整済ＡＤＬ利得を平均して得た値が２以上であること。

97

4.（1）① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○　介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

・　職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
- 職員の新規採用や定着促進に資する取組
- 職員のキャリアアップに資する取組
- 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
- 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- 生産性の向上につながる取組
- 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

・　職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

108

4.（1）② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○ 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】

・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「２分の１を上回らないこと」とするルールは維持した上で、

・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

現行

平均賃上げ額が

２以上 ： １ ： 0.5以下

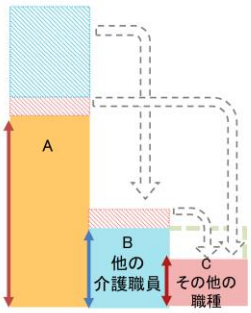

改定後

平均賃上げ額が

A ＞ B

１ ： 0.5以下

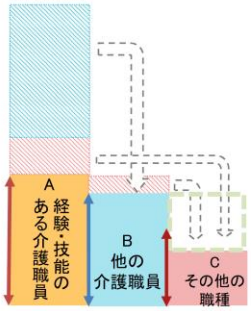

4.（1）③ サービス提供体制強化加算の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○ サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

	資格・勤続年数要件			単位数
	加算Ⅰ（新たな最上位区分）	加算Ⅱ（改正前の加算Ⅰイ相当）	加算Ⅲ（改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当）	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ② 勤続7年以上の者が30%以上	（訪問入浴） （夜間訪問） Ⅰ 44単位/回 Ⅰ 22単位/回 Ⅱ 36単位/回 Ⅱ 18単位/回 Ⅲ 12単位/回 Ⅲ 6単位/回
訪問看護 療養通所介護	—	—	（イ）勤続7年以上の者が30%以上 （ロ）勤続3年以上の者が30%以上	（訪看・訪リハ） （療養通所） （イ）6単位/回 （イ）48単位/月 （ロ）3単位/回 （ロ）24単位/月
訪問リハビリテーション	—	—	（イ）勤続7年以上の者が1人以上 （ロ）勤続3年以上の者が1人以上	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ② 常勤職員60%以上 ③ 勤続7年以上の者が30%以上	Ⅰ 750単位/月 Ⅱ 640単位/月 Ⅲ 350単位/月
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	Ⅰ 750単位/月 Ⅱ 640単位/月 Ⅲ 350単位/月
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士40%以上 ② 勤続7年以上30%以上	（予防通リハ以外） Ⅰ 22単位/回（日） Ⅱ 18単位/回（日） Ⅲ 6単位/回（日） （予防通リハ） Ⅰ 176単位/月 Ⅱ 144単位/月 Ⅲ 48単位/月
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上	
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※、介護医療院※ 介護療養型医療施設※	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上	

（注1）表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。
（注2）介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年（一部事業所
以上勤続職員の割合」である。

4.（１）⑤　介護付きホームの入居継続支援加算の見直し

概要　【特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

○　介護付きホームについて、入居者の実態に合った適切な評価を行う観点から、入居継続支援加算について、「たんの吸引等を必要とする者の割合が利用者の15％以上」の場合の評価に加えて、「５％以上15％未満」の場合に評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

＜現行＞
入居継続支援加算　３６単位／日　⇒

＜改定後＞
入居継続支援加算（Ⅰ）３６単位／日（現行どおり）
入居継続支援加算（Ⅱ）２２単位／日（新設）

算定要件等

＜入居継続支援加算（Ⅰ）＞　（現行と同じ）
○　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為（※１）を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること
○　介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が６又はその端数を増すごとに１以上（※２）であること

＜入居継続支援加算（Ⅱ）＞　（新設）
○　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為（※１）を必要とする者の占める割合が利用者の100分の5以上100分の15未満であること
○　介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が６又はその端数を増すごとに１以上（※２）であること

※１　社会福祉法及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為
①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養
※２　テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を「７又はその端数を増すごとに１以上」とする。（４（２）③参照）

113

4.（２）③　テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進

概要　【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

○　介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、令和２年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえ、見守り機器やインカム、スマートフォン、介護記録ソフト等のICT等の複数のテクノロジー機器を活用する場合の新たな評価を行う。【告示改正】

単位数

○　変更なし
※　介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算　（従来型）３６単位／日（ユニット型）４６単位／日
※　特定施設入居者生活介護における入居継続支援加算　（Ⅰ）　３６単位／日　（Ⅱ）　２２単位／日

算定要件等

○　介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。（現行６：１を７：１とする。）

（要件）
・テクノロジーを搭載した以下の機器を複数導入していること（少なくとも①～③を使用）
①入所者全員に見守り機器を使用
②職員全員がインカムを使用
③介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用
④移乗支援機器を使用
・安全体制を確保していること（※）

※安全体制の確保の具体的な要件
①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施

○　見守り機器やICT等導入後、上記の要件を少なくとも３か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

119

5.（１）⑩　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和３年３月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、１年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

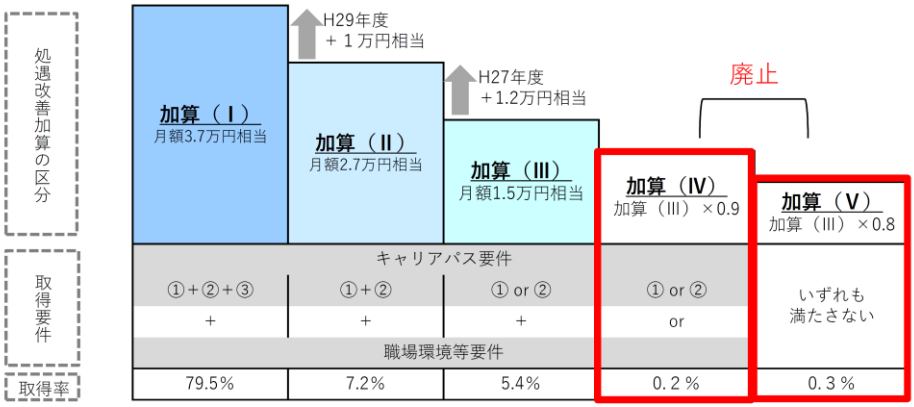

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

＜キャリアパス要件＞

①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること

②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること

③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

＜職場環境等要件＞

○　賃金改善を除く、職場環境等の改善

151

10　特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 入居継続支援加算（Ⅰ）	注 入居継続支援加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 夜間看護体制加算	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ　特定施設入居者生活介護費 （1日につき）	要介護1　（ 538 単位）	×70／100		－54単位	1日につき ＋36単位	1日につき ＋22単位	1月につき ＋100単位 （3月に1回を限度）	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1日につき ＋10単位	1日につき ＋120単位	1月につき ＋80単位	1月につき ＋30単位	1回につき ＋20単位 （6月に1回を限度）	1月につき ＋40単位		
	要介護2　（ 604 単位）			－60単位																
	要介護3　（ 674 単位）			－67単位																
	要介護4　（ 738 単位）			－74単位																
	要介護5　（ 807 単位）			－81単位																
ロ　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 （1日につき 83単位）			×70／100																1日につき ＋20単位	・訪問介護 ・身体介護　所要時間15分未満の場合 96単位 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに87単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37単位を加算した単位数 ・生活援助　所要時間15分未満の場合 49単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 96単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに49単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 219単位 所要時間1時間15分以上の場合 262単位 ・通院等乗降介助　1回につき 87単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※　ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ　短期利用特定施設入居者生活介護費 （1日につき）※	要介護1　（ 538 単位）	×70／100											1日につき ＋10単位	1日につき ＋120単位						
	要介護2　（ 604 単位）																			
	要介護3　（ 674 単位）																			
	要介護4　（ 738 単位）																			
	要介護5　（ 807 単位）																			

ニ　退院・退所時連携加算 （イを算定する場合のみ算定）	（1日につき　30単位を加算）		
ホ　看取り介護加算 （イを算定する場合のみ算定）	(1) 看取り介護加算（Ⅰ）	(1)　死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき　72単位を加算）	
		(2)　死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき　144単位を加算）	
		(3)　死亡日以前2日又は3日 （1日につき　680単位を加算）	
		(4)　死亡日 （1日につき　1,280単位を加算）	
	(2) 看取り介護加算（Ⅱ）	(1)　死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき　572単位を加算）	
		(2)　死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき　644単位を加算）	
		(3)　死亡日以前2日又は3日 （1日につき　1180単位を加算）	
		(4)　死亡日 （1日につき　1780単位を加算）	
ヘ　認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）	(1)　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき　3単位を加算）		
	(2)　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき　4単位を加算）		
ト　サービス提供体制強化加算	(1)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき　22単位を加算）		
	(2)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき　18単位を加算）		
	(3)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき　6単位を加算）		
チ　介護職員処遇改善加算	(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×82／1000）		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計
	(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×60／1000）		
	(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×33／1000）		
	(4)　介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋(3)の90／100）		
	(5)　介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋(3)の80／100）		
リ　介護職員等特定処遇改善加算	(1)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×18／1000）		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計
	(2)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×12／1000）		

※　限度額　要介護1　16,355単位
要介護2　18,362単位
要介護3　20,490単位
要介護4　22,435単位
要介護5　24,533単位

※　短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

※　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能。

※　令和3年9月30日までの間は、特定施設入居者生活介護費のイからハ及び委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合のうち訪問介護について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

11　福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 （現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数）	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

［点線枠］：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 生活機能向上連携加算Ⅰ	注 生活機能向上連携加算Ⅱ	注 個別機能訓練加算Ⅰ	注 個別機能訓練加算Ⅱ	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 （1日につき）	要支援1（ 182 単位）	×70／100		－18単位	1月につき ＋100単位 （7月に1回を限度）	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1月につき ＋20単位	1日につき ＋120単位	1月につき ＋80単位	1月につき ＋30単位	1回につき ＋20単位 （6月に1回を限度）	1月につき ＋40単位		
	要支援2（ 311 単位）			－31単位											
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 （1日につき 56単位）			×70／100											1日につき ＋20単位	・指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,115単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 （要支援2である者に限る。） 3,355単位 ・指定通所介護 ・要支援1 1,504単位 ・要支援2 3,084単位 介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 （介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算が可能） ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額 を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業（「指定第一号訪問事業」によるもの）がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業（「指定第一号通所事業」によるもの）がある。

ハ 認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	

ニ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	

ホ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×82／1000）	注 所定単位は、イから二までにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33／1000）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（3）の90／100）	
	（5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋（3）の80／100）	

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×18／1000）	注 所定単位は、イから二までにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×12／1000）	

※ 限度額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年1月10日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、ロ及び委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合のうち指定訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 （現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数）	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

6　地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 入院時研修費加算（Ⅰ）	注 入院時研修費加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 夜間職員配置加算（Ⅰ）	注 夜間職員配置加算（Ⅱ）	注 夜間連携型加算（Ⅰ）	注 夜間連携型加算（Ⅱ）	注 夜間看護体制加算	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 ICT・栄養スクリーニング加算
イ　地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1　（　542　単位） 要介護2　（　603　単位） 要介護3　（　673　単位） 要介護4　（　744　単位） 要介護5　（　813　単位）	×70／100	－54単位 －61単位 －68単位 －74単位 －81単位	1日につき＋36単位	1日につき＋22単位	1月につき＋100単位（月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1日につき＋20単位	1日につき＋13単位	1日につき＋13単位	1日につき＋10単位	1日につき＋120単位	1月につき＋80単位	1月につき＋30単位	1回につき＋14単位（月に1回を限度）
ロ　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）※	要介護1　（　542　単位） 要介護2　（　603　単位） 要介護3　（　673　単位） 要介護4　（　744　単位） 要介護5　（　813　単位）															
ハ　退院・退所時連携加算（イを算定する場合のみ算定）	（1日につき　30単位を加算）															
ニ　看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）看取り介護加算（Ⅰ） （1）死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき　72単位を加算） （2）死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき　144単位を加算） （3）死亡日以前2日又は3日 （1日につき　680単位を加算） （4）死亡日 （1日につき　1,280単位を加算） （2）看取り介護加算（Ⅱ） （1）死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき　572単位を加算） （2）死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき　644単位を加算） （3）死亡日以前2日又は3日 （1日につき　1180単位を加算） （4）死亡日 （1日につき　1780単位を加算）															
ホ　認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき　3単位を加算） （2）　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき　4単位を加算）															
ヘ　科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき　40単位を加算）															
ト　サービス提供体制強化加算	（1）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき　22単位を加算） （2）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき　18単位を加算） （3）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき　6単位を加算）															
チ　介護職員処遇改善加算	（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき　＋所定単位×82／1000） （2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき　＋所定単位×60／1000） （3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1月につき　＋所定単位×33／1000） （4）　介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 1月につき　＋（3）の90／100） （5）　介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 1月につき　＋（3）の80／100）	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計														
リ　介護職員等特定処遇改善加算	（1）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき　＋所定単位×18／1000） （2）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき　＋所定単位×12／1000）	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計														

※　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※　介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）については、令和1年6月1日まで算定可能。
※　令和1年9月30日までの間は、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

（特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護（短期利用型）、介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		LIFEへの登録	割引
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他		
33	特定施設入居者生活介護	1　有料老人ホーム（介護専用型） 2　軽費老人ホーム（介護専用型） 3　養護老人ホーム（介護専用型） 5　有料老人ホーム（混合型） 6　軽費老人ホーム（混合型） 7　養護老人ホーム（混合型）	1　一般型 2　外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型		
				入居継続支援加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ		
				テクノロジーの導入 （入居継続支援加算関係）	1　なし　2　あり		
				生活機能向上連携加算	1　なし　3　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	1　なし　2　あり		
				ADL維持等加算[申出]の有無	1　なし　2　あり		
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可		
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり		
				科学的介護推進体制加算	1　なし　2　あり		
				看取り介護加算	1　なし　2　あり		
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	1　なし　6　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　7　加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	1 なし　6 加算Ⅰ　5 加算Ⅱ　2 加算Ⅲ　3 加算Ⅳ　4 加算Ⅴ		
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし　2 加算Ⅰ　3 加算Ⅱ		
27	特定施設入居者生活介護 （短期利用型）	1　有料老人ホーム（介護専用型） 2　軽費老人ホーム（介護専用型） 5　有料老人ホーム（混合型） 6　軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可		
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり		
				サービス提供体制強化加算	1　なし　6　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　7　加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	1 なし　6 加算Ⅰ　5 加算Ⅱ　2 加算Ⅲ　3 加算Ⅳ　4 加算Ⅴ		
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし　2 加算Ⅰ　3 加算Ⅱ		
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 3　養護老人ホーム	1　一般型 2　外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型		
				生活機能向上連携加算	1　なし　3　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	1　なし　2　あり		
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり		
				科学的介護推進体制加算	1　なし　2　あり		
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	1　なし　6　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　7　加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	1 なし　6 加算Ⅰ　5 加算Ⅱ　2 加算Ⅲ　3 加算Ⅳ　4 加算Ⅴ		
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし　2 加算Ⅰ　3 加算Ⅱ		

36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 3　養護老人ホーム 5　サテライト型有料老人ホーム 6　サテライト型軽費老人ホーム 7　サテライト型養護老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				身体拘束廃止取組の有無	1　減算型　2　基準型		
				入居継続支援加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ		
				テクノロジーの導入 （入居継続支援加算関係）	1　なし　2　あり		
				生活機能向上連携加算	1　なし　3　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	1　なし　2　あり		
				ADL維持等加算[申出]の有無	1　なし　2　あり		
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可		
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり		
				看取り介護加算	1　なし　2　あり		
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	1　なし　2　あり		
				サービス提供体制強化加算	1　なし　6　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　7　加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	1 なし　6 加算Ⅰ　5 加算Ⅱ　2 加算Ⅲ　3 加算Ⅳ　4 加算Ⅴ		
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし　2 加算Ⅰ　3 加算Ⅱ		
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 （短期利用型）	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 5　サテライト型有料老人ホーム 6　サテライト型軽費老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可		
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり		
				サービス提供体制強化加算	1　なし　6　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　7　加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	1 なし　6 加算Ⅰ　5 加算Ⅱ　2 加算Ⅲ　3 加算Ⅳ　4 加算Ⅴ		
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし　2 加算Ⅰ　3 加算Ⅱ		

備考　（別紙１）居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

備考　1　事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
3　介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」（別紙13）又は「介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出」（別紙13-２）を添付してください。
4　介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-３）又は「介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-４）を添付してください。
5　介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-５）又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-６）を添付してください。
6　訪問看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書」（別紙14）を添付してください。
7 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）」（別紙15）を添付して下さい。
8　人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
9 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。
10 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
11 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙８－２）を添付してください。
12「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況　等
13 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
14 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
15 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」（別紙11）を添付してください。
16 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
17 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙９）を添付してください。
18 「看護体制加算（短期入所生活介護事業所）」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－２）を添付してください。
19 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－３）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙９－４）を添付してください。
20　訪問介護における「特定事業所加算」については、「加算（Ⅰ）～（Ⅳ）」は「特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（別紙10）」を、「加算（Ⅴ）」は「特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書」（別紙10－２）を添付してください。
21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12－６）までのいずれかを添付してください。
22「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
（1）看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
（2）　ア　医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）
イ　医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞
厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。
1　離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
2　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
3　山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
4　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第●号）第●条第●項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。

（（１）が優先する。）

ウ　介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

24　居宅介護支援のうち、「特定事業所加算」の加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10－３）を、「特定事業所加算（A）」については、「特定事業所加算(A)に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10－４）を添付してください。
また、「情報通信機器等の活用等の体制」については、「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」（別紙10－５）を添付してください。

25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。

26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。

27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16－２）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙20－２）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22-1）、（別紙22）のいずれかを添付してください。

29 「移行支援加算」については、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」（別紙17）又は「通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」（別紙18）を添付

30 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。

30 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出」（別紙24）を添付してください。

31 「移行計画の提出状況」については、「介護療養型医療施設の移行に係る届出」（別紙25）を添付してください。

注　1　介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

2　介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

3　介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

4　介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。

5　短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考　（別紙１）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援　サテライト事業所

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考　（別紙１－２）介護予防サービス

備考　１　事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。

２「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。

３　介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設の施設種別に係る届出」（別紙13）又は（別紙13-２）を添付してください。

４　介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設の施設種別に係る届出」（別紙13-３）又は「介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-４）を添付してください。

５　介護医療院における「施設等の区分」に係る届出ついては、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-５）又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-６）を添付してください。

６　人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。

７「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。

８「緊急時介護予防訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。

９　「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙８－２）を添付してください。

10　「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、

「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況　等

11「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。

12「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12－６）までのいずれかを添付してください。

13「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。

14「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

（１）　看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

（２）　ア　医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。

（人員配置区分欄の変更は行わない。）

イ　医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

１　離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

２　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地

３　山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村

４　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第●号）第●条第●項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（（１）が優先する。）

注　1　介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
　　2　介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
　　3　介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
　　4　介護医療院に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
　　5　介護予防短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。
　　6　一体体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考　（別紙１－２）介護予防サービス　サテライト事業所

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考　（別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

備考　1　事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。

2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。

3　人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。

4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5－2）を添付してください。

5 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」（別紙８－３）を添付してください。

6 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。

7　「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況　等

8 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。

9 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。

10 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」（別紙11）を添付してください。

11 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙９）を添付してください。

12 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－３）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙９－４）を添付してください。

13 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12－６）までのいずれかを添付してください。

14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

15 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。

16 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。

17 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

18 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16－２）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙20－２）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22-1）、（別紙22）のいずれかを添付してください。

19 「褥瘡マネジメント加算加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。

注　　地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考　（別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス　サテライト事業所

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」より　一部抜粋

※必ず、共通編にあります元の資料をご確認ください。新たな加算、名称が変わった加算等についても記載があります。

（別紙）

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	「その他該当する体制等」欄の「LIFE への登録」 「１：なし」 「２：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。
２０	１５：通所介護 ２１：短期入所生活介護 ２４：介護予防短期入所生活介護 ３３：特定施設入居者生活介護 ３５：介護予防特定施設入居者生活介護 ３６：地域密着型特定施設入居者生活介護 ５１：介護福祉施設サービス ５４：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ７２：認知症対応型通所介護 ７４：介護予防認知症対応型通所介護 ７８：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の「生活機能向上連携加算」 「１：なし」 「２：あり」 を 「１：なし」 「３：加算Ⅰ」 「２：加算Ⅱ」 に変更	「３：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅱ」とみなす。 （注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。

３１	２７:特定施設入居者生活介護(短期利用型) ２８：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) ３３：特定施設入居者生活介護 ３５：介護予防特定施設入居者生活介護 ３６：地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰイ」 「３：加算Ⅰロ」 「４：加算Ⅱ」 「５：加算Ⅲ」 を 「１：なし」 「６：加算Ⅰ」 「２：加算Ⅱ」 「７：加算Ⅲ」 に変更	「６：加算Ⅰ」、「７：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「２:加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅱ」とみなす。 （注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「３：加算Ⅰロ」、「４：加算Ⅱ」、「５：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。 （注 2）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。

３６	３３：特定施設入居者生活介護 ３６：地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「入居継続支援加算」 「１：なし」 「２：あり」 を 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 に変更	「３：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰ」とみなす。 （注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。